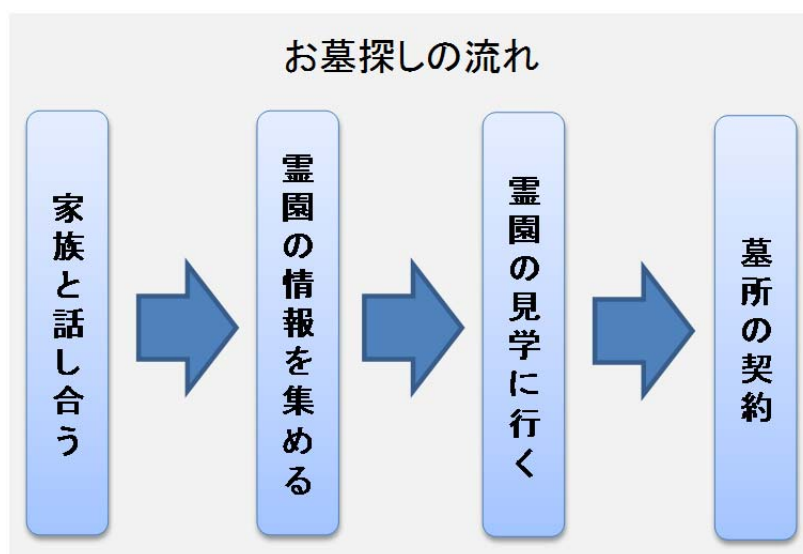


第3章

お墓を探す

第3章では、「お墓を探す」をテーマにお話をさせていただきたいと思います。お墓を探すときに必要な知識やどんなことに注意してお墓を探したらよいかについて、ご説明させていただきます。



墓地の種類

墓地はその経営形態に応じて公営墓地、寺院墓地、民間墓地の3つのタイプに分類されます。ここでは、それぞれの特徴とメリットについて説明します。

1、公営墓地

公営墓地とは、都道府県や市町村が所有する墓地です。申し込みに当たっては、該当する地域に居住している、現在守っている遺骨がある、などの条件を満たす必要があります。人気多数の場合には、抽選になります。また、都立霊園の場合には、区画は抽選の結果、事後的に割り振られるため、抽選に当選してみないと自分の区画がどこになるかわかりません。一方で、管理料の安さと経営母体の安全性が公営墓地の最大のメリットといえます。

2、寺院墓地

寺院墓地とは、お寺の境内にある墓地で、墓地を申し込むにはそのお寺の檀家になることが条件となる場合がほとんどです。宗教的な制限を受ける一方で、寺院墓地のメリットはご供養についての心配がないことです。お葬式や法事などはすべて住職にお願いをすればお経を上げてもらえますし、お寺の法要施設も使うことができます。また、檀家として公私にわたって住職などと親しく付き合えることや、寺の行事や催事に参加できることもメリットといえます。

3、民間墓地

公営墓地、寺院墓地以外の霊園をさします。民間墓地のメリットは、①購入資格による制限が少ない、②お墓の設計の自由度が高い、③設備・施設が充実しているなどがあげられます。

①購入資格による制限が少ない

宗教自由の場合が多く、中には国籍も自由という霊園もあります。また、居住地や遺骨の有無に関係なく申し込むことができます。

②お墓の設計の自由度が高い

第2章で見たとおり、フラワー墓地やガーデニング墓地などさまざまなタイプから選ぶことができます。また、石碑についても、高さのみの制限としているところが多く、いわゆるデザイン墓を建てやすいのも民間墓地のメリットです。

③施設・設備が充実している

礼拝施設が併設されていたり、お坊さんの手配を受けてくれたり、売店で花やお線香を買うことができたり、施設・サービスが充実している墓地も多いです。また、最近できた霊園は厳しい条例の基準をクリアしているために、広い駐車場や雨の日でもぬかるまない参道、緑地帯など、設備も充実しています。

お墓探しを始める前に・・・

お墓は代々受け継がれていくものです。そのため、購入にあたっては、家族、特にお墓を継承することになる方にしっかりと相談をして、了解を取っておくことが重要です。よく、お墓を買いに来られて、場所を決め予約までしたのに、子供に反対をされてすべて白紙に戻ってしまうお客様がいらっしゃいます。こうなると、お墓選びをもう一度やり直さなければなりません。お墓探しは実際に霊園に足を運ぶことになるため、労力がかかりますので、探し始める前に、家族と相談できる場合には相談をしましょう。

一方で、相談を受ける家族は「まだそのときじゃないよ」や「何急に弱気になってるの」などといわれる方がいらっしゃいます。確かに、自分の身内の死後の話になりますので、あまり快く思わないお気持ちもわかりますが、後回しにしていると、本人のご意向を聞かないままお墓を建てることになってしまいます。また、この手の話は、そのときが近づけば近づくほど切り出しにくい話題にもなっていきますので、どうかお元気なうちに家族で話合う機会をもっていただきたいと思います。そこで、ここでは、ご家族で話し合ってもらいたい内容についてまとめさせていただきました。ご参考になさってください。

なお、余談になりますが、お墓は祭祀財産に分類されるため、相続財産には含まれません。そのため、お墓を建ててから継承させたほうが、わずかではありますが節税効果があります。

①お墓の継承の問題

以前は、よほどのことがない限りその家の長男がお墓を継承していましたが、近年はライフスタイルの変化などの影響によって、長男以外がケースも増えてきています。とくに、長男と離れて暮らしている場合には、兄弟同士で誰がお墓を引き継ぐかトラブルになるケースもあるようですので、誰がお墓を引き継ぐのかを家族でしっかりと話をしていきましょう。

②お墓の立地の問題

お墓参りやお墓の維持管理を行うのは、残された家族、とくに継承者になります。そのため、お墓を継承する方が遠方にいるにもかかわらず、家の近くにお墓を購入してしまうと、お墓の維持、管理ができなくなる可能性もございます。そのため、大体でかまいませんので、どのあたりにお墓を買うかを事前に話し合う必要があります。

③宗旨・宗派の問題

宗教不問の公営墓地や民間墓地を探す場合はあまり問題にはなりませんが、寺院墓地の場合には、同じ宗派の方しか入ることができませんので、注意が必要です。とくに、夫婦間で、信仰する宗派が異なる場合には、十分話し合っておく必要があります。

お墓の情報を集める

家族での話し合いが終わり、合意が得られたら、お墓の情報を集めましょう。話し合いが終わっていても、大体どのあたりにお墓を持つのが決まっていると思います。しかし、寺院墓地も含めると東京都下だけでも何百何千という数のお墓がありますし、中にはすでに販売を終了して、買いたくても購入できない霊園もあります。そのために、お墓の情報は効率的に集める必要があります。

①新聞折込やサンケイリビングなどの紙媒体で探す

霊園を探す地域にお住まいの場合には、新聞の折込やポスティング、タウン誌などを探していただくのがよいと思います。霊園側も、「この地域にお住まいの方なら、うちの霊園にお墓参りに来れる」という意図を持って広告を行っているため、近隣の霊園を知るには、一番楽な方法であると思います。

②インターネットを使う

インターネットの普及により、霊園の情報をインターネットやスマートフォンなどでも探せるようになってきました。「地域名+お墓（例えば、「立川 お墓」）」や「沿線名+霊園（「中央線沿線 霊園」）」などで検索すると、近くの霊園にヒットします。また、最近では、「もしもドットネット」や「いいお墓.com」などのいわゆるポータルサイトも登場しており、霊園検索も行いやすくなりました。さらに、石材店も自社の取り扱い霊園についての情報をホームページ上にアップしております。そのため、「霊園名」で検索をかけると、各石材店のページがヒットしますので、各石材店のホームページを探してみるものいいでしょう。

③信用できる石材店に紹介してもらう

石材店に紹介を依頼するのも良いでしょう。石材店は各地域にある霊園の情報を持っていますので、お墓の要望なども含めて石材店に相談してみてください。そのときには、次のページの「指定石材店は信用できるか？」を参考に信頼のおける石材店にご相談ください。

これらの方法で近隣の霊園情報を集めたら、いよいよ霊園の見学になります。霊園の見学に行かれる場合には、事前に霊園や石材店に電話して、見学の予約をすると良いでしょう。見学の際には、次のページの「霊園見学ではココを聞け!!」を参考に、案内員に質問しましょう。

霊園見学ではココを聞け!!

●どんなタイプのお墓があり、どんな墓石が建てられるか？

どんなタイプのお墓が建てられるかは、霊園によって様々です。ゆとり墓地やお花で囲まれたお墓がいいなどの希望がある場合は、該当するタイプのお墓があるかどうか確認が必要です。また、お墓のタイプによって墓石の形はある程度制限されるため、いわゆるデザイン墓を建てたいと思う方は、事前に確認を取ることをお勧めします。

●宗旨宗派の条件は大丈夫か？

宗旨宗派の用件を霊園側に事前に問い合わせることをお勧めします。特に、寺院墓地の購入を検討される場合は、そのお寺と宗派が合っているか。また、檀家になる必要があるかについても確認をすることが、後々のトラブルを避けることになります。

●交通の便はどうか？

お墓参りのための手段について確認しましょう。特に、車でのお墓参りをされる方は、駐車場の台数と墓域までの距離、さらに、後々のことも考え公共交通機関を利用してお墓参りをする場合の最寄り駅、バス停も確認しておくとい良いでしょう。

●経営主体はどうか？

民間霊園の場合は、経営主体がどこかについて確認しましょう。経営主体が宗教法人の場合には、どこにあってどのような活動をされているのかについて聞いておくとい良いでしょう。

●霊園の維持・管理の体制はどうか？

最近、霊園の倒産というニュースがありました。これは、霊園の維持管理の体制（具体的には、お寺さんが管理を行うのか、委託を受けた企業が管理を行うかなど）があいまいな状態のまま墓地の販売を行っていることが原因としてあるようです。そのため、霊園の販売が終了したあと、誰が責任を持って霊園の維持・管理を行うのかをしっかりと確認することが、トラブルに巻き込まれないポイントです。

●指定石材店は信用できるか？

民間霊園の場合、必ずと言っていいほど石材店を指定されます。これは、霊園と石材店とが協力して霊園の経営を行っているということの証拠でもあります。つまり、この指定石材店が信用のある企業であるかどうか、霊園の安全性を見る指標となります。例えば、石材店の工事の実績や創業年数、業界団体への加盟の有無などをみると良いでしょう。また、実際に店舗を訪れて営業の状況を確認をしたり、その石材店が立てた他家のお墓を見

せてもらい出来栄を確認したりするのもいいと思います。

●お墓の雰囲気や環境はどうか？

静かにお墓参りできる環境かどうかも大切ですが、区画や参道の陽当たりや水はけの状態についても確認しましょう。特に参道はお墓参りのときに、必ず歩いていくところですから、雨や霜で足元がぬかるまないか、排水の設備は十分か聞いてみると良いでしょう。そういう意味で、大変ですが雨の日に霊園見学に行ってみるのもお勧めです。

●霊園のサービスや施設はどうか？

管理棟や法要施設、休憩所などの施設について確認します。法事的时候可以に利用できる法要施設があるか、その後の会食する施設があるか、お坊様の手配を霊園がしてくれるか。お墓参りのときに、お線香やお花の販売があるかどうか聞いてみると良いでしょう。

●使用規則で注意すべき点はないか？

お墓を建てるにあたって、細かい条件が付加されている場合があります。とくに、ペットと一緒に入りたい、宗派の関係で塔婆立てがほしいなどの希望がある方は、確認をしたほうが良いでしょう。

以上が、お墓の購入に際して、気をつけるべきポイントです。霊園でこれらのことを質問し、納得のできた霊園の中から、お気に入りの霊園を見つけてください。次のページでは、お墓の購入にかかる費用についてご説明いたします。

お墓の費用

お墓の購入に要する費用は、主に永代使用料、墓石費用、管理料の3種類から成り立っています。

永代使用料

永代使用権を購入する料金で、お墓を建てる際の土地の部分にあたる費用です。お墓を購入する場合、まずはこの永代使用権を購入することになります。永代使用権は、あくまでも「その土地を永代に渡って使用する権利」のことで、いわゆる所有権とは異なります。なお、永代使用料は不動産取得税や固定資産税、消費税などの税金はかかりません。

墓石費用

墓石の費用は、外柵・カロート（納骨室）代、石碑代、加工費、彫刻費などに分かれます。墓石は、永代使用権を取得後に石材店と契約をすることになります。外柵・カロート代や石碑代は石の種類や使用量などによって値段が変わります。また、オリジナルなデザインや細かい彫刻などを施す場合には、加工賃が追加になります。

墓石費用＝外柵・カロート代＋石碑代＋加工費＋彫刻費

さらに、通常の民間霊園の場合には基礎を既に施工してある場合がほとんどですが、都立霊園や寺院墓地の一部では、お墓の基礎工事から行う必要がある場合もあり、基礎工事代が別途発生したり、立地的に施工や運搬がしにくい霊園の場合にはその費用が加算されたりする場合があります。

管理料

霊園を維持・管理するための費用で、区画に応じて料金が規定されています。なお、管理費は、参道や水道施設などの維持・管理・清掃に充当される費用であり、個人のお墓の維持管理・清掃を行うための費用ではありませんので、注意が必要です。

こんな点にご注意下さい

1、セット価格の場合は何が含まれるかの確認が必要です。

霊園のチラシなどで「墓石一式〇〇円」のように表記されているものを最近よく見かけますが、この「一式の中に何が含まれているのか」をしっかりと確認する必要があります。一般的には、墓石費用、永代使用料、基本彫刻（表字「〇〇家の彫刻」や花立などへの家紋の彫刻、竿石横の建年月日）を含む場合が多いですが、このほかに、戒名の彫刻代、埋葬料、管理料、開眼供養の費用などの費用が発生する場合があります。そのため、墓地を購入する際には、提示されて費用に何が含まれていて、別途どんな料金が発生するかも確認が必要です。

また、チラシでは霊園墓地の標準的なものや、最も安い価格を記載されていることがほとんどです。実際に建墓するときには、石の種類や彫刻内容によって金額が異なり、希望の石やデザインがある場合には、事前に相談をされることをおすすめします。

2、必ず区画を購入してから墓石の工事を行いましょう。

民営霊園や寺院墓地には、指定石材店がある場合があります。この場合、その指定石材店以外で墓石の購入、施工を行うことはできません。そのため、「消費税が上がる前の今のうちに買っておくのがお得です。」や「石材価格が値上がりしているので、今のうちに石だけでも買っておきましょう」などと、墓所を購入する前から墓石の購入を促す業者がいますが、早まってこのような業者から購入してはいけません。（そのような業者は、上記のような事情を知っていながら墓石を販売しようとしているために、かなりの確率で悪徳業者であると考えられます。）また、公営墓地の場合も、区画によって形状がさまざまですから、必ず、墓所の購入が終わり、区画の詳細が分かった段階でその旨を石材店に相談してお墓を建てましょう。

3、永代使用权は取り消される場合があります。

先にも述べたとおり、永代使用权は所有権と異なり、あくまでも“墓所としてその区画を永代にわたって使用する権利”にすぎません。そのため、何年間も管理料を滞納していたり、無断で他人に譲渡したり、他の利用者の迷惑になるような行為をしたりすると、永代使用权を取り消される場合があります。この場合、原則すでに払い込んだ永代使用料および管理料は返還されません。使用規則に永代使用权の取消事由が記載されていますので、しっかりと確認を行うとともに、「知らないうちに管理料の引き落としが止まっていて、気が付いたら墓地に他の家のお墓が建っていた」ということがないようにしなければなりません。管理料の払い込みがとまっている場合には、霊園側から連絡を取らせていただきますので、住所変更をしたら霊園に連絡するなど、霊園と連絡をとれる状態にしておいてください。